

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々等への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

臨時福祉給付金の概要

支給対象者

平成26年度分の市民税（均等割）が課税されない方（ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です）。

支給額

- ▷対象者1人につき1万円
- ▷対象者のうち下記に該当する方は5千円を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請先

基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村

申請書

市では6月上旬に対象者へ申請書を簡易書留で郵送します（基準日に当市以外に住民登録していた方は、その市町村にご確認ください）。

*子育て世帯臨時特例給付金と重複して受給できません。

問 家庭福祉課 内線2431

子育て世帯臨時特例給付金の概要

支給対象者

基準日（平成26年1月1日）において、平成26年1月分の児童手当（特例給付（※1）を含む）の受給者、または平成26年1月1日生まれの児童にかかる同年2月の児童手当（特例給付を含む）の受給者（※2）であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方。

（※1）特例給付 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合に支給される児童手当。児童1人あたり月額一律5千円

（※2）受給者 児童手当・特定給付の振込名義人

支給対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童、または平成26年1月1日に生まれた児童で、同年2月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童（ただし、臨時福祉

給付金の対象者および生活保護制度の被保護者等は除く）

支給額

支給対象児童1人につき1万円

申請先

基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村

申請書

市では6月上旬に対象者へ申請書を簡易書留で郵送します（基準日に当市以外に住民登録していた方は、その市町村にご確認ください）。

*臨時福祉給付金と重複して受給できません。

*公務員の方には所属庁から申請書および児童手当（特例給付）受給状況証明書が交付されますので、申請手続きが始まるまで保管してください。

問 市民課 内線2317

申請手続き（両給付金共通）

申請場所 市役所3階給付金窓口、金木総合支所3階大会議室、市浦総合支所小会議室

申請期間（郵送による申請） 6月9日（月）～11月30日（日）（当日消印有効）

（窓口での申請） 6月9日（月）～11月28日（金）

*6月9日以降は、お問い合わせ先が下記のとおり変更となります。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口 Tel35-2225 F A X35-2280

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、平成26年1月1日時点で住民登録を移すことができていない方は、申し出により必要な支援が受けられます。要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。